

事 務 連 絡

平成28年5月2日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局
各国公立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について（協力依頼）

伊勢志摩サミット等開催に伴う警備協力については、平成28年2月19日付け27受文科総第2459号（参考資料1）のとおり、文部科学省関係機関に対し、大臣官房長名で協力を依頼させていただいたところであり、各位におかれては、平成28年2月24日付け「学校における安全確保の取組の推進について」（参考資料2）による取組を推進していただいているところです。

現下の国際テロ情勢が一段と厳しさを増している中、主要国首脳や要人が来日する伊勢志摩サミット及び関係閣僚級会合はテロの格好の標的となり得、サミット・閣僚級会合の開催地のみならず、東京を始めとする我が国の主要都市が狙われるおそれも払拭できません。特に、パリにおける連続テロ事案ではスタジアムやレストランが襲撃されたほか、ベルギー・ブリュッセルにおける連続テロ事案でも地下鉄で爆発が発生したことを踏まえれば、全国的に公共交通機関、大規模集客施設等のいわゆるソフトターゲットにおけるテロ対策を強化・推進する必要があります。

そこで、内閣官房において、今般、政府関係機関と事業者・施設管理者とが緊密に連携してテロ対策を推進すべく、テロ対策への意識の向上・取組体制の構築、「見せる警戒」「施設利用者の協力」の取組、環境・資機材等の整備によるテロ対策等、事業者・施設管理者が行っているテロ対策のベストプラクティスを取りまとめられましたので、別添のとおりお送りします。

学校における安全確保のために、各学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の定期的又は必要に応じた見直しをお願いしているところですが、その際、別添のテロ対策ベストプラクティスも参考にしながら、警察機関等との連携の強化等、学校に置き換えて実施可能な対策については、各学校の実情に応じて取り入れていただくようお願いいたします。

また、国民保護計画も踏まえた体制整備を図るとともに、これまで実施していた避難訓練と併せ、国民保護法第42条第1項が規定する国民の保護のための措置に係る訓練についても、危機管理担当部局と連携して推進していただくようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課長におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局長におかれては管下の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校に対し、それぞれこの趣旨について周知くださるようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 交通安全係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-5253-4111（内線2695）

FAX 03-6734-3794

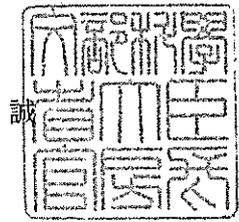
E-mail: anzen@mext.go.jp

27 受文科総第 2459 号
平成 28 年 2 月 19 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
各国立私立大学長
各国立私立高等専門学校長
小学校高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人機構長
各文部科学省施設等機関の長
各文部科学省特別の機関の長
各文部科学省独立行政法人の長
各文部科学省国立研究開発法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長

殿

文部科学省大臣官房長
藤原



(印影印刷)

伊勢志摩サミット等開催に伴う警備協力について（依頼）

このたび、警察庁から文部科学省に対し、別紙（平成 28 年 2 月 1 日付け警察庁丙備発第 18 号「伊勢志摩サミット等開催に伴う警備協力について」）のとおり協力要請がありました。

首脳会議が開催される三重県志摩市、各大臣会合が開催される各自自治体はもとより、我が国におけるテロ等の未然防止を図るため、貴職におかれては、別紙「文部科学省に対する要請事項」に関し、各都道府県警察や自治体の危機管理部局等と連携を図りながら、安全管理体制の充実、有事の際の情報伝達・対処等につき、地域の実情に応じて危機管理マニュアルの見直しを行うなど、適切な措置を講じられるようお願いいたします。また、これまでも実施されている防災訓練のほか、国民保護法第 4 2 条第 1 項に規定する国民の保護のための措置に係る訓練についても、危機管理担当部局と連携を密にしつつ推進していただくようお願いします。

各省庁共通要請事項 6 の「関係機関に対する交通規制の内容の周知」については、後日、警察庁より当省に対し、交通規制の具体的な内容の連絡が行われる予定ですので、連絡があり次第、追ってお知らせします。

本件につき、都道府県教育委員会及び都道府県知事にあつては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校（専修学校、各種学校を含む。以下同じ）その他の教育機関等に対して、国立大学長にあつては、その管下の附属学校に対して、周知願います。

なお、個別の要請事項についての補足等がある場合は、別途、関係部局より御連絡します。

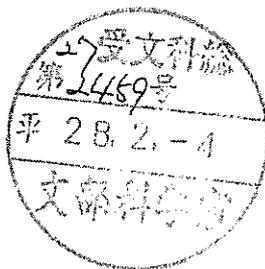
【問合せ先】

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第 4 係

電話 03-5253-4111（内線 2156）



警察庁丙備発第18号
平成28年2月1日



文部科学省大臣官房長 殿

警察庁警備局長

伊勢志摩サミット等開催に伴う警備協力について（要請）

貴台におかれましては、平素から警察運営に際して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

伊勢志摩サミット等につきましては、首脳会議が5月26日及び27日に三重県志摩市賢島において開催されます。また、関係閣僚会合につきましては、外務大臣会合が4月10日及び11日に広島市において、農業大臣会合が4月23日及び24日に新潟市において、情報通信大臣会合が4月29日及び30日に高松市において、エネルギー大臣会合が5月1日及び2日に北九州市において、教育大臣会合が5月14日及び15日に倉敷市において、環境大臣会合が5月15日及び16日に富山市において、科学技術大臣会合が5月15日から17日までの間つくば市において、財務大臣・中央銀行総裁会議が5月20日及び21日に仙台市において、保健大臣会合が9月11日及び12日に神戸市において、交通大臣会合が9月24日及び25日に軽井沢町において、それぞれ開催されます。

伊勢志摩サミット等の開催をめぐっては、我が国に対する国際テロの脅威が現実のものとなっているほか、サイバー攻撃やドローン等小型無人機を使用したテロ等への対応が重要な課題となっていることに加え、極左暴力集団や右翼による「テロ、ゲリラ」事件等の発生を未然に防止するために万全の対策を講じる必要があります。

さらに、昨年11月にフランス・パリにおいて発生した同時多発テロ事件では、スタジアムや劇場等が標的となって多数の犠牲者等が発生したところであり、いわゆる「ソフトターゲット」への対策の重要性が改めて認識されております。

警察では、伊勢志摩サミット等参加国首脳等の身の絶対安全と諸行事の円滑な遂行を確保し、我が国におけるテロ等の未然防止を図るため、全国警察の総力を挙げて各種対策を推進しております。

貴台におかれましても、本警備の重要性を御勘案の上、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますようお願いいたします。

文部科学省に対する要請事項

○ 各省庁共通要請事項

- 1 自主警備体制の強化
- 2 連絡体制の確立
- 3 首脳会議・関係閣僚会合（以下「サミット等」という。）関連情報及び不審者等情報の警察への通報連絡の徹底
- 4 サミット等開催場所周辺における大規模行事、公共工事、業務用車両利用及びドローン等小型無人機の使用の自粛
- 5 業務用車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 6 関係機関に対する交通規制内容の周知及びサミット等開催地における交通総量抑制に向けた指導
- 7 サイバーセキュリティ対策の強化

○ 個別要請事項

- 1 原子力関連施設の自主警備体制の強化及びサイバーセキュリティ対策の強化
- 2 学校、研究所等における毒劇物、火薬類、爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化及び学生等に対する化学物質等の適正な取扱いに関する指導
- 3 サミット等開催場所に近接する学校、研究所等の施設管理の強化
- 4 放射性物質等の保管及び運搬に関する管理の強化
- 5 放射性物質等の運搬の自粛
- 6 学校、研究所等が所有する小型航空機に対する管理強化の指導及びサミット等開催場所周辺における飛行自粛要請
- 7 スポーツ施設、博物館、美術館等のソフトターゲットに対する警戒強化の指導
- 8 教育大臣会合における自主警備体制の強化と会合運営受託業者に対する適切な指導

事務連絡

平成28年2月24日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局
各国公立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校における安全確保の取組の推進について（依頼）

本年は、三重県志摩市ほか各自治体において伊勢志摩サミット等が開催されることとなっているところ、我が国に対する国際テロの脅威は増大し、学校が標的となるおそれは十分に認められ、安全管理等の一層の充実を図ることが求められています。この点につき、文部科学省大臣官房長から各関係機関に対し、「伊勢志摩サミット等開催に伴う警備協力について（依頼）」（平成28年2月19日付け27受文科総第2459号）が発出されました。そこで、首脳会議が開催される三重県志摩市、各大臣会合が開催される各自治体はもとより、各位におかれては、学校施設の管理・警戒強化等について自治体の危機管理担当部局と連携を密にした取組を推進されるようお願いいたします。

例えば、各学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）については、これまでも、「学校安全に関する更なる取組の推進について（依頼）」（平成27年3月31日付け26ス学健第87号）（URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1356507.htm）により、定期的又は必要に応じた見直しをお願いしているところです。ついては、安全管理体制の充実、有事の際の情報共有・対処及び避難訓練の在り方等につき、地域の実情に応じて各学校における危機管理マニュアルの見直しを推進していただきますようお願いいたします。

また、国民保護計画も踏まえた体制整備を図るとともに、これまで実施していた避難訓練と併せ、国民保護法第42条第1項が規定する国民の保護のための措置に係る訓練についても、危機管理担当部局と連携して推進していただくようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課長におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局長におかれては管下の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校に対し、それぞれこの趣旨について周知くださるようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 交通安全係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-5253-4111 (内線2695)

FAX 03-6734-3794

E-mail: anzen@mext. go. jp

ソフトターゲットにおけるテロ対策のベストプラクティス

1 テロ対策への意識の向上・取組体制の構築

テロ対策の責任者を指定するとともに、施設の従業員全員がテロ情勢等についての危機意識を共有し、組織全体としてテロ対策に取り組むための態勢を構築する。その際、テロ等各種事案に応じた対処マニュアルを整備し、従業員に周知することや、定期的に訓練を実施することなども効果的である。

テロ対策の責任者・担当者の指定・設置

施設のテロ対策を担う責任者・担当者を指定・設置し、テロ発生時の対応要領の作成、テロ対処訓練の実施、資機材の管理・整備等に当たらせる。

全従業員による日常的な警戒活動の実施

従業員の日常業務に不審者・不審物の探索等の警戒活動を組み入れ、結果について報告する体制を構築する。



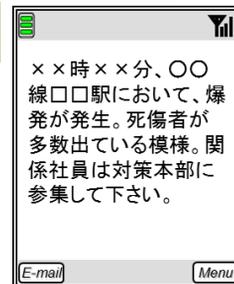
警察機関等との連携の強化

警察機関等との連携を強化し、テロに対する危機意識の共有、テロ情勢の把握、専門知識の獲得に努めるとともに、テロ発生を想定した合同訓練や施設におけるテロ対策をチェックする警備診断等を実施する。

テロ等各種事案に応じた対処マニュアルの整備・周知

テロ発生時、不審者・不審物発見時の連絡・対応要領

テロ発生時、不審者・不審物の発見時等の連絡・対応要領、警察・消防機関等への通報要領等を整備し、従業員に周知徹底する。



窓口スタッフの対応要領

爆破予告やテロ予告等の情報を受ける可能性のある電話受付担当者、訪問受付担当者の対応要領を整備し、従業員に周知徹底する。

対応要領の常時携帯

要約・小型化した対処要領を作成し、従業員・警備員等に常時携帯させる。



テロ対処訓練の実施

従業員・出入業者等が参加するテロ対処訓練を定期的の実施し、テロ発生時の対応要領について確認するとともに、参加者のテロ対策への意識を高める。

また、警察・消防機関、周辺の民間事業者等と共同で訓練を実施することで、より実態に即した訓練が可能となる。



救命講習の受講

テロ発生時に被害者に適切な応急手当てを施せるように従業員・警備員等による救命講習を実施する。



従業員・出入業者によるテロ対策ワッペン等の着用

従業員・出入業者にテロ対策に従事している旨のワッペンを着用してもらうことにより、テロ対策への共通認識を醸成するとともに、ワッペンを目にする施設の利用者の協力を得る。



2 「見せる警戒」「施設利用者の協力」によるテロ対策

ソフトターゲットとされる施設は、多数の出入口が設置され、利用者が自由に出入りすることができることから、従業員・警備員による巡回警備や警察機関による警戒だけでは、不審者・不審物の発見は困難である。そこで、従業員・警備員が警戒を行う際には、その状況を積極的に見せるとともに、施設の利用者に対しても、不審者・不審物の発見、発見時の連絡・通報の協力を要請するなどして、テロリストに対する威嚇効果、テロに対する抑止効果を高める。

従業員・警備員による警戒態勢を明示した巡回警備

従業員・警備員が施設内を巡回し、不審者・不審物の発見に努める。その際に、「警備中」、「警戒中」等と記した腕章・ゼッケン等を着用することにより、施設が警戒態勢を取っていることを対外的に明示する。



従業員・警備員による手荷物検査等の実施

出入口が限られる劇場・スタジアム等の施設等の入場口において、従業員・警備員による視認や金属探知機等を用いた手荷物検査を実施し、不審物の持込みを防止する。

警察機関との連携を明示

警察官等とともに巡回警備を実施するほか、「警察官立寄所」等のステッカーを掲げるなど、施設が警察機関と緊密に連携をとっていることを明示する。



不審者・不審物に対する警戒強化の放送・表示

テロへの警戒を行っていることを施設内外の電光掲示板や大型モニターに表示させたり、「防犯カメラ作動中」等のメッセージを明示する。



不審者・不審物発見時の協力の要請

利用者に対し、施設内の不審者・不審物への注意を喚起し、これらを発見した際に、従業員・警備員等へ通報・連絡の協力を要請するため、カード・パンフレットの配布、掲示や放送等による呼び掛けを行う。



不審者・不審物発見時の連絡手段の整備・周知

利用者が不審者・不審物等を発見した際に、従業員・警備員、警察機関等に通報・連絡するための「非常用インターホン」、「防犯ボタン」等を整備し、その利用について、使用法等を掲示する。



3 環境・資機材等の整備によるテロ対策

防犯カメラや緊急連絡・通報用の設備等の資機材を導入・整備するとともに、従業員等のIDカードの着用、立入制限エリアとパブリックエリアの区別の明確化、人目のつきやすい場所へのゴミ箱の集約などを実施することにより、テロ対策に適した環境を整備する。

防犯カメラの設置・増設

テロ発生時に容疑者特定の重要な手がかりとなる、防犯カメラを増設・設置する。この際、防犯カメラの映像を用いた不審者・不審物検知システムを導入することにより、不審者・不審物の早期発見に繋がる。



迅速に連絡・通報できる非常用ボタンの設置

テロの発生、不審者の侵入、不審物の発見等の不測の事態が発生した際に、利用者受付や施設内テナント・売店等から警備室、防災センター等に直接連絡・通報できる非常用ボタンを設置し、迅速な連絡が取れる体制を構築する。

従業員・出入業者の識別票等の着用

従業員・出入業者、利用者等に名札・IDカード、入館証等を着用させることにより、部外者等との識別を徹底する。



立入制限エリア・パブリックエリアの分離

従業員・出入業者等だけが立入可能なエリアと誰でも立入可能なエリアをセキュリティゲート・施錠・シャッター等によって明確に分離したり、ICカード等によって従業員・出入業者等の入退室管理を行う。

また、施錠不備等があった際に従業員・警備員、防災センター等へ自動的に連絡するシステムを導入することなどにより、更に厳格な警戒が可能となる。



ゴミ箱の集約、透明ゴミ箱の設置

施設内のゴミ箱を従業員・警備員等の目の届く場所、人目のつきやすい場所へ集約し、中身の見える透明ゴミ箱を設置する。



防犯・退避用資機材の整備

不審者に対処するための刺又、利用者を退避させるための誘導灯、メガホンなどを整備し、不測の事態に備える。